令和５年度愛媛県県立高等学校一般入学者選抜追検査実施要項

１　目的

この要項は、新型コロナウイルス感染症に感染し、又は感染が疑われる令和５年度愛媛県県立高等学校一般入学者選抜（以下「一般入学者選抜」という。）の入学志願者の受検機会を確保するため、一般入学者選抜に係る追検査に関し必要な事項を定めることを目的とする。

２　追検査の実施

⑴　愛媛県立高等学校（以下「高等学校」という。）の校長（以下「高等学校長」という。）は、自校における一般入学者選抜の入学志願者が、新型コロナウイルス感染症に感染し、又はその疑いがあったことにより、一般入学者選抜の学力検査等（令和５年度愛媛県県立高等学校入学者選抜実施要項（令和４年10月愛媛県教育委員会告示第４号。以下「入学者選抜実施要項」という。）第３の５に規定する学力検査等をいう。以下同じ。）の全部又は一部を欠席した場合においては、この要項の定めるところにより、追検査を実施するものとする。

⑵　追検査に係る検査教科の学力検査の成績並びに面接及び実技テストの結果は、それぞれ一般入学者選抜に係る当該検査教科の学力検査の成績並びに面接及び実技テストの結果とみなす。

３　受検手続

⑴　一般入学者選抜の入学志願者は、新型コロナウイルス感染症に感染し、又はその疑いがあったことにより学力検査等の全部又は一部を欠席した場合において、追検査の受検を希望するときは、追検査受検願を在籍又は出身の中学校等（入学者選抜実施要項第３の３⑴アに規定する中学校等をいう。以下同じ。）又は中等教育学校の校長（以下「中学校長」という。）を経て（在籍及び出身の中学校等及び中等教育学校のない場合は、直接。⑶において同じ。）、令和５年３月10日（金）正午までに志願先の高等学校長に提出しなければならない。

⑵　一般入学者選抜の入学志願者は、追検査受検願に新型コロナウイルス感染症に感染し、又はその疑いがあったことについて、中学校長の証明を受けなければならない。ただし、中学校長を経由しない場合にあっては、医師の診断書又は新型コロナウイルス感染症に感染し、若しくはその疑いがあったことを証する書類を添付しなければならない。

⑶　追検査受検願を受けた高等学校長は、当該追検査受検願を提出した者に対して、直ちに、中学校長を経て、追検査の受検の可否を通知するものとする。

４　高等学校長の報告

⑴　高等学校長は、追検査の実施の有無及び追検査の受検を承認した者（以下「追

検査受検者」という。）の数を、令和５年３月10日（金）午後３時までに、愛媛県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に報告するものとする。

⑵　⑴に定めるもののほか、高等学校長は、教育長が定めるところにより、追検査の実施状況その他の教育長が定める事項を報告するものとする。

５　学力検査、実技テスト及び面接の実施

追検査受検者に対して行う学力検査、実技テスト及び面接については、入学者選抜実施要項第３の５⑴から⑶までの規定を準用する。ただし、一般入学者選抜の学力検査等の一部を欠席した追検査受検者にあっては、当該欠席に係る検査教科の学力検査、実技テスト又は面接に限り、追検査を行う。

６　期日及び日程

期　日	時　　間	教　科　等
令和５年 ３月16日 （木）	9:00　～　9:15	点呼、受検上の注意
	9:20　～　10:05	国　　語
	10:15　～　10:40	国　　語（作文）
	10:50　～　11:40	理　　科
	11:50　～　12:40	社　　会
	12:40　～　13:25	（昼　　食）
	13:30　～　14:20	数　　学
	14:30　～　15:30	英　　語
	15:40　～	面　　接 （工業に関するデザイン科にあっては、実技テスト（30分）終了後に面接）

７　検査場

検査場は、志願先の高等学校（本校又は分校）とする。

８　合格者の発表

追検査受検者の合格者の発表は、入学者選抜実施要項第３の７の規定を準用する。

９　学力検査の得点等の口頭による開示請求

追検査受検者の学力検査の得点等の口頭による開示請求は、入学者選抜実施要項第３の８の規定を準用する。

10　その他

この要項に定めるもののほか、追検査の実施に関し必要な事項は、教育長が定める。